

平成24年度多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業委託費交付要綱（抜粋）
（平成24年4月5日厚生労働事務次官通知）

（交付の目的）

- 2 在宅医療においては、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・ケアマネジャーなどの多職種が各々の専門知識を活かし、積極的な意見交換や情報共有を通じて、チームとして患者・家族の質の高い生活を支えていくことが重要であり、指導者を養成し、その指導者が地域の実情に合わせた研修内容のプログラムを策定して展開していくことで、在宅医療に関する地域の指導者を育成することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この委託費は、平成24年4月5日医政発0405第35号厚生労働省医政局長通知「平成24年度多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業委託費実施要綱」に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センター及び都道府県が行う事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
・都道府県リーダー研修 17,584千円	事業の実施に必要な給与費（非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料
・地域リーダー研修 1,939千円	事業の実施に必要な諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの）

（申請手続）

- 7 この委託費の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、平成24年5月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成25年1月31日までにを行うものとする。

平成24年度多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業 委託費実施要綱

1 目的

在宅医療においては、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・ケアマネジャーなどの多職種が各々の専門知識を活かし、積極的な意見交換や情報共有を通じて、チームとして患者・家族の質の高い生活を支えていくことが重要である。

そのために、まずは、指導者を養成し、その指導者が地域の実情に合わせた研修内容のプログラムを策定して展開していくことで、在宅医療に関する地域の指導者を育成する。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県リーダー研修は独立行政法人国立長寿医療研究センター、地域リーダー研修は都道府県とする。

3 事業内容

(1) 都道府県リーダー研修

各都道府県で在宅医療の中心的な役割を担う者に対し、独立行政法人国立長寿医療研究センターが在宅チーム医療についての研修を行い、それぞれの都道府県内で地域リーダー研修の指導者としての役割を担ってもらう。

(2) 地域リーダー研修

地域リーダーとして市町村単位で研修に参加する医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー等の在宅医療従事者に対して、都道府県リーダーが多職種協働による在宅チーム医療についての研修を行う。

4 事業報告書の作成

事業実施者は、事業終了後に事業報告書を作成し、厚生労働省に提出しなければならない。